

2022年10月

## 1. GST 記帳ルール (GST Record Keeping Rules) の改正案の発表 (施行 : 2023 年 4 月 1 日から)

ニューージーランド国税局 (IRD = Inland Revenue Department) より 10 月 20 日、現代の E-Invoice 化に対応するため、GST 申告に関する記帳ルールの改正案が発表されました。実際の施行は **2023 年 4 月 1 日から**となり、主な変更は以下となります :

### ① インボイス/レシートに、“Tax Invoice”というワードの記載が必須で無くなる

現状、NZD50 以上の費用の GST を申告する場合、対象となる費用の申告には“Tax Invoice”という記載を含むインボイスが必要ですが、2023 年 4 月 1 日以降、Tax Invoice という記載が含まれていないインボイスやレシートを受け取った場合でも、発生した費用に対し GST 申告が可能となります。

### ② GST を申告した書類の保存条件の簡素化

GST を申告した書類の保存条件が、取引金額によって簡素化されます。

### ③ 用語の変更

変更前	変更後
Tax Invoice	Taxable supply information (※)
Debit note/credit note	Supply correction information
Buyer-created tax invoices	Buyer-created taxable supply information

※ Taxable supply information には、tax invoice の他に、契約書、銀行の取引記録等も含まれます。

## 2. ニューージーランド国税局によるコロナ関連補助金受取企業に対する審査強化

IRD より 9 月 27 日、コロナウイルス関連の補助金を過去に受け取った企業に対し、補助金受取前の事前審査（Integrity checks）に加えて、受取時に受給資格を満たしていたかどうか、**確認を強化**するとの発表がありました。対象の補助金は以下となります。

1. Resurgence Support Payment (RSP)
2. Covid-19 Support Payment (CSP)
3. Small Business Cash Flow Loan Scheme (SBCS)

上記の補助金を受け取った個人/企業の中で、受取時に受給資格を満たしていなかった可能性があるとして判断された対象者に対し、10 月以降、IRD よりレターにて通知が送付されます。

また、IRD からの通知には、通常、回答期限の指定があります（15 営業日以内に回答等）。気づいたときには回答期限が過ぎていた、という事態を防ぐため、IRD オンラインポータル(MyIR)から通知をオンに設定し、こまめに確認されることをお勧めいたします。

### 通知が来た場合

通知が来ても、それだけで即ペナルティという訳ではなく、IRD が求めている情報、資料を提出し、受給資格を満たしていたことの正当性を十分に説明する必要があります。IRD への対応等詳しくは弊社までご相談ください。

### 受取時に受給資格を満たしていなかった可能性がある場合

自己修正申告という手段もございます。詳しくは弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

**Fair Consulting New Zealand Limited**

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

Web : <https://www.faircongrp.com/>

**花本 聡子**

準オーストラリア国・ニューージーランド国勅許会計士

E-Mail : [sa.hanamoto@faircongrp.com](mailto:sa.hanamoto@faircongrp.com)

「FCG ニューージーランド ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。